

令和7年度次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業支援業務委託 落札者決定基準

第1 総則

本評価基準は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施する「次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業」において、「令和7年度次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業支援業務委託募集要領」に基づき応募のあった提案を審査し、事業者を選定するための基準を定めることを目的とする。

なお、当該提案の審査は、公社が設置する「令和7年度次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業支援業務委託審査委員会」（以下「委員会」という。）において実施する。

第2 事業実施者の選定方法

1 概要

委員会が、応募者から提出された企画提案書等並びに提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答に基づき、各項目の審査を実施し、事業者を選定する。ただし、合計点が最も高い者が2者以上いた場合には、くじ引きにより事業実施者を決定する。

2 審査及び採点

- （1）審査は、委員会の各委員の総意をもって決する。
- （2）各委員の審査の得点の上限は100点として、別紙「評価項目、評価の観点及び配点」に応じ得点を付与する。
- （3）各委員は、提案者によるプレゼンテーション、委員による審議及び必要に応じ提案内容に関するヒアリングを実施した上で、採点を行うものとする。
- （4）各委員が採点した得点を合算したものを合計点とし、合計点が最も高い者を事業実施者として選定する。

なお、事業者の決定が取り消された場合には、点数が次に高い提案者を事業実施者とする。

- （5）委員長が必要と判断した場合は、審査の結果等について委員会の各委員と協議を行い、（2）から（4）までに定める採点方法等について変更することができる。

第3 評価基準

別紙「評価項目、評価の観点及び配点」の（1）から（5）について、以下の0から5までの6段階評価で算出する。

段階	内容
5	優れている提案（記載）があり、具体性や根拠が十分にある
4	やや優れている提案（記載）があり、具体性や根拠がある
3	普通の提案
2	提案（記載）はあるがやや趣旨に合わない、または具体性や根拠が乏しい
1	提案（記載）はあるが、趣旨に合わない、または具体性や根拠がない
0	提案（記載）なし

**令和7年度次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業支援業務委託
評価項目、評価の観点及び配点**

評価項目		配点	評価の観点
(1) 本業務に対する理解度		10	・本事業の目的・内容について、十分に理解しているか。
			・提案者に求められている役割、業務内容について十分に理解しているか。
			・本業務を実施するに当たって、「次世代再生可能エネルギー技術」の都内における実証を実施する意義・目的及び重要性について、十分に理解しているか。
(2) 業務体制等	業務体制	5	・本業務の業務内容及びスケジュールに沿った体制、人員配置計画が提案されているか。また、再委託を行う場合においては、再委託先の体制及び再委託内容を掌握しているか。
			・本業務委託の目的達成に資するような業務実績があるか。
	コスト	5	・本業務を完遂できる現実的なスケジュールが提案されているか。
(3) 業務内容	継続性	5	・令和6年度採択事業の運営、進捗管理を円滑に引継ぎ、事業の継続性を確保するための取組が提案されているか。
	募集・選定	30	・現時点で想定し得る「次世代再生可能エネルギー技術」の候補が2つ以上提案されているか。 (候補の提示数、妥当性に基づき採点)
			・事業者を公募するに当たって、「次世代再生可能エネルギー技術」を広く募るための効果的な案や工夫が提案されているか。
			・予算額を有効に活用可能な事業者選定方法について、効果的な案が提案されているか。(予算の残高が希望額に満たない順位の事業者との調整方法など)
	事業者選定に係る審査委員会の審査メンバーについて、2名以上の候補者が提案されているか。		
進捗管理	10	・採択事業を円滑に進捗するための効果的なサポート方法や、安全対策、進捗管理方法について、具体的に提案しているか。 ・採択事業の早期社会実装を目指す上で、KPI設定に係る支援事業者としてのアプローチの方法が具体的に説得力のある提案がなされているか。	
事業展開	20	・本事業終了時の効果検証結果の取りまとめや成果に関する情報発信の方法について、具体的に提案されているか。 ・本事業終了時及び終了後に向けて、早期社会実装実現のために検討すべき事項や事業展開方法について、現時点で想定できる案が提案されているか。	
(4) 政策的評価項目		5	・以下いずれかに該当があるか。 (障害者雇用関係) ①提出した障害者雇用状況報告書等において、実雇用率が法定雇用率を上回っていること。 ②障害者優先調達推進法に規定する障害者就労施設等からの物品等の調達実績があること。 (仕事と家庭の両立支援・女性の活躍推進関係) ③東京都産業労働局から東京ワークライフバランス認定企業の認定を受けていること。 ④東京都生活文化局から東京都女性活躍推進大賞の表彰を受けていること。 ⑤厚生労働省または都道府県労働局から次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク認定)を受けていること。 ⑥厚生労働省または都道府県労働局から均等・両立推進企業表彰を受けていること。 ⑦厚生労働省または都道府県労働局から女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定(えるぼし認定)を受けていること。
(5) その他		10	・本業務を実施するに当たって、仕様書記載業務の他、更なる工夫・有用な提案がなされているか。また、その提案は根拠とともに具体的であるか。